

公的年金保険の保険学的考察

年金崩壊論と賦課式保険の原始性・合理性

小川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
2. 保険の原理と再分配
3. 賦課方式と積立方式
4. 年金崩壊論と原始的保険料方式
5. 保険教育と保険の誤魔化史
6. 大学教育における保険教育

1. 問題意識

学生向けに手頃な社会保障関連の本はないかと大学生協の新書コーナーを見ていると、次の2冊が目に入った。

- (1) 島澤論『年金「最終警告」—消費税10%でも積立金は赤字100年どころか25年も危うい』講談社現代新書、2019年10月20日。

帯「厚労省の説明は嘘まみれでここで変わらなければ、確実に破綻へ 絶対に知っておくべき年金の嘘と本当」

- (2) 海老原嗣生『年金不安の正体』ちくま新書、2019年11月10日。

帯「問題の本質は何か？」

2冊とも帯がついていたので、帯も含めて記載した。タイトルや帯の宣伝文句は中身が想像つくものでなければならぬだろうから、(1)は年

金の深刻な状況を示すということが十分に伝わり、学生に年金に対する恐怖感を持たせるのに十分な本のように思われ、その点において優れたタイトル、効果的な帯の宣伝文句である。それでも、「ここで変わらなければ確実に破綻へ」としているのに、「ここで変われば破綻を防げる」となり、一縷の望みがあるのだろうか、現行の公的年金保険を否定する年金崩壊論のように思われる。(2)は年金崩壊論で煽られる年金不安の正体を明らかにしようというもののようであり、反年金崩壊論であろう。

元号が令和になって約1か月後、いわゆる「老後資金2000万円問題」が発覚した。金融庁が2019年6月3日に公表した金融審議会の市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」の内容で、生涯赤字額として約2000万円と試算され、老後に2000万円を用意しないと生活ができないように受け止められた。参議院選挙直前のため、野党が「『100年安心年金』といったのはウソか」などの批判を行い、年金問題に絡めて政争の具にしようとしたので、麻生太郎財務大臣が異例の報告書を受け取らないという対応をしたため、報告書の真意とかけ離れた展開を見せた。しかし、このドタバタ劇で老後資金問題に関する関心が高まり、この点において報告書は十分な役割を皮肉にも果たしたことになるのかもしれない。

老後資金問題で大きなカギを握るのが公的年金保険である。この20年、折に触れて政争の具と化し、そのため年金危機が高められ、年金、ひいては社会保障が信頼のおけない、税金や社会保険料をまじめに支払うに足りない、国家的詐欺の制度のように貶められているのではないか。

「危機」は時にビジネスになる。年金危機は政争の具になるばかりでなく、ビジネスにもなる。危機を煽ると週刊誌の売り上げは上がり、テレビの視聴率も上がるようである。週刊誌・経済誌の特集を見ると今、何が危機ビジネスかがわかりやすい。令和元年はなんといっても地方銀行であろう。地方銀行の危機の特集が繰り返し生まれ、地方銀行の寿命を推計する特集記事まであった。そして、もう一つは大学である。おおよそこの手の記事は、ランキング報道がされるようになり、そのうち「潰れそうな〇〇

ランキング」となっていく。大学に対しても、地方銀行ほどではないが、少子化直撃産業として危機が煽られている。しかし、大学入試制度改革の頓挫に象徴されるように、危機は大学改革自体にあるのではないかと心配になる。

そこで、本稿では、政争の具として、ビジネスとして、散々に都合良く取り上げられ、拳句の果てに、国民からの信頼を失った公的年金保険制度について、保険学的観点からその持続性について考察する。持続性についての結論として、年金の目的を老後の所得保障・生活保障とするならば、中心となるべき制度は賦課方式の公的年金保険以外にはあり得ず、公的年金保険は崩壊しないとする。先に取り上げた海老原 [2019] や海老原の先行研究となっている権丈善一の業績（権丈 [2015、2016] など）で年金崩壊論は一刀両断にされている感があるが、社会保険は社会保障制度の一つであると同時に保険でもあることから、筆者の専門の保険学に引き付けた考察をする。特に、積立方式と賦課方式についての保険学的考察を行いたい。社会保障に軸を置いた上記先行研究に対して、保険学に軸を置き、蛇足の誹りを少しでも免れるような考察としたい。

なお、執筆時に大学改革に対して日頃持っている不安感が一層高まる出来事が重なり、また、本稿の問題解決には結局は保険・金融教育が重要であると思われることから、やや強引な結論となるが、教育に引き付けた議論を本稿の結論とする。

2. 保険の原理と再分配

保険は、火災による家の喪失、自動車事故による対物・対人の損害賠償請求や自分の自動車の修理費、人の死による葬儀費用や残された家族の生活費等、偶然事象による経済的ニーズ発生の可能性に対応する制度である。経済的ニーズ発生の可能性が「危険」(risk)であり、危険に対応するとは、危険が発生しても経済的に回復できるようにしておくという状態を確保することである。この状態確保が「保障」である。保険はニーズを経済的な貨幣額で把握し、貨幣で保障を行う経済的保障制度である。保険は

貨幣が発達した貨幣経済である資本主義社会で生成・発展した。保険は経済的保障のための貨幣制度として、保険特有の貨幣の流れを形成する。

保険特有の貨幣の流れは、保険が取引ないし契約されることにより生ずる。保険は、保険取引・保険契約において保険加入者・保険契約者より保険料を徴収し、偶然事象を保険事故として、保険事故が発生した者に保障の貨幣である保険金を支払う貨幣制度である。保険事故が発生した者に保険給付として保険金が支払われるので、保険は条件付給付である。したがって、保険は購入代金に相当する保険料を条件付給付を受ける権利と交換している。

保険事故が発生するのは保険加入者の一部であるから、保険は多数の保険加入者から少額の保険料を徴収し、保険事故に遭遇した少数の者に保険金という多額の貨幣を支払う。すなわち、 $\langle \text{多数} \times \text{少額} \rangle$ の貨幣を $\langle \text{少数} \times \text{多額} \rangle$ の貨幣に転換する制度である。多数の保険加入者を n 人、少額の保険料を P 、少数の保険事故遭遇者を r 人、多額の保険金を Z とすれば、この貨幣転換は $nP=rZ$ で表すことができる。この貨幣転換を行う保険制度を運営するのが保険者であり、保険を事業として行い、保険取引において買手に相当する保険加入者に対して売り手として現れる。

$\langle \text{多数} \times \text{少額} \rangle$ の貨幣を $\langle \text{少数} \times \text{多額} \rangle$ の貨幣に転換するためには、保険者は多数の保険加入者と保険取引をしなければならず、図1のように保険者を中心に一つの組織が編成されるように見える。これが「保険団体」である。保険の成立要件に「多数の経済主体の結合」を含める論者が多いのは、保険はただ一つの保険取引では意味をなさず、それらが大量に集積されることで成立することが明白であるからである。それは多数の人の繋がりを意味するので、この点から保険は社会性を有する。しかし、この繋がりは保険者が保険事業の運営・経営を行う結果として認識できるもので、保険団体はこの点で虚構といえるため、この社会性はSNS (Social Network Service) のSocialと同様である。

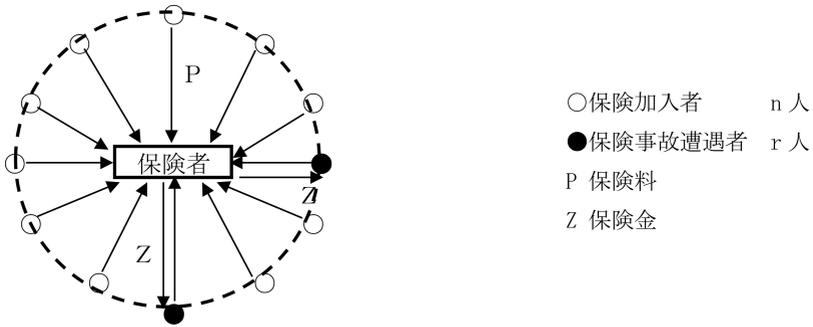


図1. 保険団体

(出所) 筆者作成。

図1で貨幣の流れを追うと、○印の n 人（●も当初は○でこの n 人に含まれる）の保険加入者が P という保険料を払い nP という資金が集積され、●の保険事故遭遇者 r 人に Z という保険金、合計では rZ が支払われるという貨幣の流れである。それは、あたかも、少数の保険事故に遭って困っている人に、多くの人が少しずつお金を集めて渡しているように見える。保険が行う＜多数×少額＞の貨幣の＜少数×多額＞の貨幣への転換は、「一人は万人のために万人は一人のために」という助け合いに見える。わが国では保険を相互扶助とする保険相互扶助制度論が、一般化している。

キャッシュフローで保険の仕組みを見たことになるが、保険の仕組みを保険現象として捉えてそのまま描写するのは、非科学的である。その仕組みを成り立たせている原理を明らかにしなければならない。考察を保険原理の次元に高めよう。

保険者は nP で貨幣を集めて rZ で流すという、 $nP=rZ$ の貨幣の転換を行っている。 P という保険料に着目して式を変形すると、 $P=\frac{r}{n}Z$ となる。 $\frac{r}{n}$ は保険加入者（ n 人）のうち保険事故に遭遇した人（ r 人）の割合であるから、保険事故発生確率＝事故率＝危険率である。この $\frac{r}{n}$ を ω とすると、 $P=\omega Z$ となる。 ω も危険率であり、 Z が支払われる保険金であるから、 ωZ は

保険金の数学的期待値を意味することとなり、 $P = \omega Z$ は保険料が保険金の数学的期待値に等しいことを示す。保険の給付と反対給付が確率を介して均等であることを示し、これを給付・反対給付均等の原則という。これに対して、 $nP = rZ$ は保険の全体の収支が一致することを示すので、収支相等の原則という。この二つの原則が保険の二大原則である。

今、現実を意識して時間を考慮すると、保険金の数学的期待値を保険料 P として保険加入者から徴収し、 $\omega = \frac{r}{n}$ が成り立てば、 $nP = rZ$ となり、全体の収支が均衡して保険が成立することになる。数学的には、単純に $\omega = \frac{r}{n}$ が成り立てば、 $P = \omega Z$ から $nP = rZ$ でも $nP = rZ$ から $P = \omega Z$ でも式の変形ができるに過ぎないが、保険の二大原則との関係で眺めると、この $\omega = \frac{r}{n}$ が両原則を結び付けて保険を成立させており、決定的に重要となる。それでは、 $\omega = \frac{r}{n}$ は何であるか。

ω も $\frac{r}{n}$ も危険率であるが、 ω は保険料算出に使用する危険率であるから予測値を意味し、 $\frac{r}{n}$ は n 人の人と保険取引を行い、その中から r 人に保険事故が発生したことを示すので、危険率の実績値である。したがって、保険の二大原則を使うと、保険の成り立ちは次のようになる。給付・反対給付均等の原則に従い、保険金の数学的期待値を保険料として徴収し、 n 人の人と保険契約をして r 人に保険事故が発生して得られた $\frac{r}{n}$ が ω に一致すれば、すなわち、危険率の実績値が予測値に一致すれば、収支相等の原則 $nP = rZ$ が成り立ち、保険は成立する。

この危険率の予測値と実績値を一致させるのに応用されているのが大数の法則である。大数の法則は、個々の危険の発生確率はわからなくても、同質の危険を大量に集積すれば発生確率が予測できるというものである。そして、独立した同質の危険を大量に集積すれば、大数の法則で得られた予測値に実績値が一致することとなる。したがって、保険の成り立ちは、保険の二大原則を大数の法則が結び付けている形で示される。これが保険の仕組みを成り立たせている保険原理である。

給付・反対給付均等の原則は保険料が保険金の数学的期待値であることを示すので、支払われる保険料の額＝大きさが、リスクの大きさ、ま

たは、保険加入者が交換する保障の大きさに等しいことを示す。したがって、保険取引における交換は一種の等価交換であり、そこに慈善性はない。資本主義社会では、原則として、必要とするものは市場での購入により入手するが、それと同様に経済的保障についても保険市場にて購入されることになる。保険加入者が負担する保険料には等価交換の法則が働き、それは自分の保障額に等しいことから、保険料負担は応益負担となる。

保険が成立している土台の資本主義社会の特徴は、個人主義・自由主義・合理主義であり、保険は自分のために、応益負担で経済取引としての経済効率性を考慮しながら、自由に取引するしないを選択するという制度として土台と整合的である。ここに、保険は個人主義・自由主義・合理主義的な、資本主義的の制度である。他の財、サービスと同様に市場で等価交換として交換される。その交換の大量集積で大数の法則により危険率の予測値と実績値が一致すれば、保険は成立するのである。それは正に、相互扶助とは全く逆の性質である。保険の本質は資本主義的の性質にあり、それは保険の二大原則を大数の法則が結び付ける保険原理論で示されるスミス (Adam Smith) の予定調和説の世界である。

スミスは、「各人が利己心に基づいて行動しても見えざる手に導かれて社会全体の利益となる」としたが、このような関係が保険原理論にみられる。各人が利己心に基づいて給付・反対給付均等の原則に従って保険料を支払う保険取引を行っても、見えざる手に相当する大数の法則に導かれて、社会全体の利益に相当する保険としての収支の成立が達成されるとなる。スミスの予定調和説で考えられる保険の性質は、資本主義的の性質以外には考えられないだろう。保険の本質は相互扶助とは全く逆の資本主義的の性質にある。

図2の予定調和説の世界は、保険者不在で大数の法則が見えざる手となっているが、実際には大数の法則を保険者が応用して保険事業を運営、経営している。したがって、保険の本質が、あるいは、予定調和説の世界が、単純に現象しているわけではない。

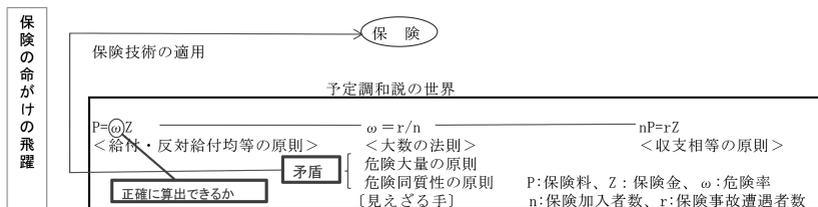


図2. 予定調和説の世界と現実の保険

(出所) 筆者作成。

保険料は保険金の数学的期待値というが、そもそも正確な ω の算出は可能なのだろうか。また、大数の法則が成り立つためには、危険同質性の原則、危険大量の原則が前提とされるが、ここには量と質の矛盾が生じ、大数の法則の適用も簡単ではない。こうした問題を抱える予定調和説の世界から現実の保険は、「商品の命がけの飛躍」(Karl Marx)ならぬ「保険の命がけの飛躍」により成立する。それは、主体的な保険者が保険技術等を駆使して、保険事業を運営・経営することによって個々具体的な保険が成立すること、現象することを意味する。図2で示されるように、予定調和説の世界から命がけの飛躍をして保険は成立する。主体的な保険者が登場し、決定的に重要な役割を果たしている。

また、保障のための貨幣の流れを追うために、保険金原資としての保険料から保険金への貨幣の流れを見たが、実際には保険事業を運営するための経費が掛かり、保険株式会社であれば営利を追求して利潤も見込む。実際に支払われる保険料は、保険金原資としての純保険料と経費、利潤を構成する付加保険料からなり、両者を併せた営業保険料として支払われる。

かくして付加保険料を除いた経済的保障の貨幣の流れとしての保険現象は、保険料として現れ、保険金として流れていくが、徴収された保険料がすぐに保険金として支払われるわけではなく、保険事故が発生して支払われるまでにタイムラグがあり、また、新たな保険契約が締結されていくこ

とで次々に保険料が流れ込んでくる。そのため常に保険者の手元に貨幣が集積されることとなり、これを保険資金という。保険者は保険資金を眠らせることなく金融市場で投資運用する。図3で示されるように、保険は経済的保障機能を果たすために特有の貨幣の流れを形成するが、その過程において付随的・派生的に保険資金が蓄積され、金融的機能も果たしている。保険の経済的保障機能と金融的機能が保険の二大機能である。

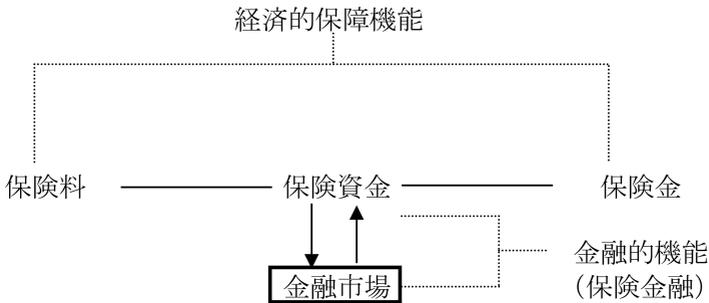


図3. 保険の二大機能

(出所) 筆者作成。

保険資金が蓄積されるのは、言うまでもなく、保険料が前払いされるからである。保険料が前払いされるのは、前述の通り、資本主義社会では、原則として、必要とするものは市場での購入により入手するので、それと同様に経済的保障についても保険市場にて購入されることになるからである。すなわち、通常取引と同様に市場で売買されとなれば、前払確定保険料方式とならざるを得ないからである。保険料を支払うことによって、確定した保障内容が購入できるということである。

以上から、保険金の大きさで示される保障の大きさに対して、負担する保険料はその期待値をベースとするため、少額Pの負担で多額Zの保障を得るという合理性に加えて、保険事故発生時に給付を受けるという点で必要

な時に貨幣が得られるという適時性がある。したがって、リスクに対する貨幣準備の適時性、適量性という合理性を有する制度として保険は資本主義社会に普及した。その仕組みは〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する貨幣の転換であり、保険事故が発生しなかったものから発生したものへの再分配である。これを保険的再分配という。

ところで、この保険の合理性は、 ω が小さいことによって発揮され、 ω が1に近ければ $P \equiv Z$ となり、合理性を失うので、保険は成立しない。保険の限界の一つとして指摘される、「頻繁なるリスク」の場合である。しかし、頻繁なるリスクでも保険の対象となる場合がある。高齢者の所得保障である。高齢で引退して所得がなくなることによるリスク（長生きリスク）への対応＝老後の所得保障である。長生きリスクは、長生きする確率 ω と長生きする期間（保障期間）が重要である。発生確率 ω に着目すれば、 ω は相当高くなる。「人生100年時代」はもともと「2007年に生まれた日本人の半数以上が107歳以上より長く生きる」という推計（Gratton *et al.* [2016]，池村訳 [2016]）が広がる中で登場したが、現在の推計でも現在65歳の方が90歳まで生きる確率は約40%で二人に一人に近い割合である。現状でも確率の高さと保障期間の長さから必要な保障額はかなり大きなものとなる。老後資金2000万円問題を野党が政争の具とし、マスコミがビジネスチャンスと年金叩きをしたときに、国民の反応が冷静だったのは、このような現状を承知していて、そもそも公的年金保険だけで老後資金を賄えると思っていなかったからかもしれない。

いずれにしても、 ω が高いリスクに対しては、〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換するのではなく、〈多数×多額〉の貨幣に転換しなければならないので、十分な保険的再分配を期待できない。それでも保障ニーズが強く、保険で対応するとすると、時間的再分配とならざるを得ない。すなわち、自分で保険金が不必要な時期に保険資金を蓄積し、保険金原資の大半を用意するということである。その場合、保険の金融的機能との関係で保険資金の運用収益も有力な保険金原資になる。自分の人生における資金の時間的な再分配で保障資金を賄う。老後の所得保障は、

引退して所得がなくなる高齢まで生存し、その後無職の所得がない状態で生きている間の生活保障である。保険事故発生まで長期間となり、その大部分を現役世代として過ごすので保険料払い込み期間を長期に設定することができ、自分で保険金原資を蓄積することが可能となる。こうして、 ω の高い老後の生活保障としての老齢年金も年金保険として成立する。

これは、コツコツと自分の年金原資を貯めていくことになるので、年金方式としては「積立方式」とよばれる。保険学的には、通常の保険料—保険資金—保険金という現象形態に変わらないが、保険が得意とする保険的再分配ではない、時間的再分配による保障となる。

3. 賦課方式と積立方式

通常、財やサービスは、代金支払いと交換で入手されることとなる。これを保険に当てはめれば、前払確定保険料となろう。保険事業も他事業と同じように、経営に失敗すれば赤字となり、それが経営体力以上であれば、破綻する。しかし、保険事業のキャッシュフローは異なる。一般の事業がまず資本を投下して商品を作り、それを販売して売上高として原価とともに利潤を実現するのに対して、保険事業は購入代金と商品の交換が通常の売買取引と同様に等価交換 ($P=\omega Z$) として行われるものの、商品内容は保険事故が発生したならば保険金を受け取れるという条件付き給付、一種の権利であるから、原価を構成するような資本投下が行われず、最大の原価とっていい保険金は事後的に発生するのである。したがって、保険事業では、予定原価としての保険金支払原資を含む貨幣が売上高として入手され、事後的に原価＝保険金が支払われるので、極端に言えば、自己資本が要らない事業である。この特徴を「価値循環の転倒性」（水島 [2006] p.18）という。

保険事業における自己資本は担保資本として求められる程度である。前倒しで受け取った保険金原資が実際の保険金支払いに不足する $nP < rZ$ となれば、保険者は破綻しかねない。資本主義社会において、保険が制度として根付いたということは、こうした破綻が経営の失敗として散見される

にしても、事業全体としてみれば、保険事業が継続的な事業として確立したからである。資本主義社会に保険資本が近代的な資本として継続企業を展開できるようになったということである。これを保険史において「保険の近代化」という。

保険が近代化する要件は2つである。1つは、 $P = \omega Z$ 、 $nP = rZ$ となるような合理的な保険料の算出が可能となることである。近代保険成立のための保険技術的要件である。合理的な保険料算出は、あくまでも事業継続を可能とする科学的な保険料の算出ができるということの意味するにすぎず、近代保険事業の確立にはそのような保険料で大量な保険契約がなされなければならないという社会経済的要件の充足も求められる。これが2つ目の要件である。社会経済的要件が充足されるためには、保険需要の爆発的な増大が必要であり、保険団体を成立させる持続的な保険需要の形成により、保険の供給サイドから見れば大数の法則が適用できる保険供給の合理性が確保される。社会経済的要件は産業革命による産業資本主義の成立によって、自己責任が浸透することで確立する（同p.60-61）。

こうして、科学的・合理的な保険料の算出が可能となり、そのような保険料で大量な保険契約がなされ、保険団体が形成されて、保険企業が継続企業となる。確率などがなく、賭博的に1件、1件の保険契約がなされた中世の原始的保険から近代保険へと発展する。前払確定保険料という資本主義的売買の保険的表現は、合理的な保険料算出によって可能となったのである。それでは、簡単に合理的な保険料算出が可能となった歴史的な流れを見ておこう。

保険技術については、保険特有の貨幣転換が確率計算を前提とし、大数の法則を応用しているので、数学の発展がなければならない。しかし、数学が発展しただけでは合理的な保険料の算出は不可能である。保険料算出に結びつけるには、確率は単なる確率ではなく危険率として算出されなければならない。そのためには対象とするリスクに関するデータを必要とする。したがって、合理的な保険料算出についての考察は、数学の発展という計算技術の発展とデータの蓄積というデータ面の発展の2つの道が歴史的

に1本に結ばれ、合理的保険料算出を可能とする道筋として示される必要がある。

いま、この流れを保険史の一つとしての「保険技術史」とすれば、図式的には、図6のように土台に確率論が位置し、その上に乗るようにして計算技術が発展し、別の道筋でデータが蓄積され、歴史的にそれが合わされ、保険数学の水準に押し上げられ、合理的な保険料を算出するための保険技術が整うという歴史的な流れとして示される。確率論は17世紀半ばに始まったとされ、その後年金計算、大数の法則が打ち立てられ、計算技術的なところが発展してくる。データは、16世紀のイギリスの死亡記録に始まり、17世紀になると死亡記録の分析も行われ、ハレー（Edmond Halley）が生命表を作成（1693年）する。こうして生命保険料算出のための計算技術、データが整い、ついに1762年年齢別・平準保険料方式を採用するエクイタブル社（The Society of Equitable Assurance on Lives and Survivorships）が設立される。この史実をもって、近代的保険技術の成立とされる。

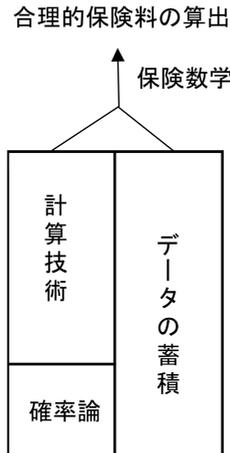


図4. 保険技術史

（出所）筆者作成

平準保険料方式は、生命保険料の支払いを計画的にして安定させ、生命保険に加入しやすくするものであり、長期契約として若い危険率（死亡率）が低い時期に余分に保険料を支払い、その余剰を高齢となって高保険料となる時期に取り崩して保険料を一定の高さに保つというものである（図5参照）。前倒して支払われる保険料は保険料積立金として保険資金の中核となる。長期の契約にして保険料を一定金額にならず平準保険料においては、長期間の保険料積立金の運用が行われ、巨額の運用収益が見込まれるため、保険料が現在価値に割り引かれる。この割引率が予定利率であり、保険金原資は保険料とその運用収益となる。したがって、平準保険料方式の生命保険では、予定利率を下回る投資収益となった場合、保険金原資が足りないという形で逆ザヤが発生する危険性がある。銀行等の逆ザヤが調達コストと運用収益の差として現れるのに対して、生命保険の逆ザヤは保険金原資が支払保険金を下回るという形で現れるものの、予定利率が調達コストになるので調達コスト > 運用利回りという点は共通である。

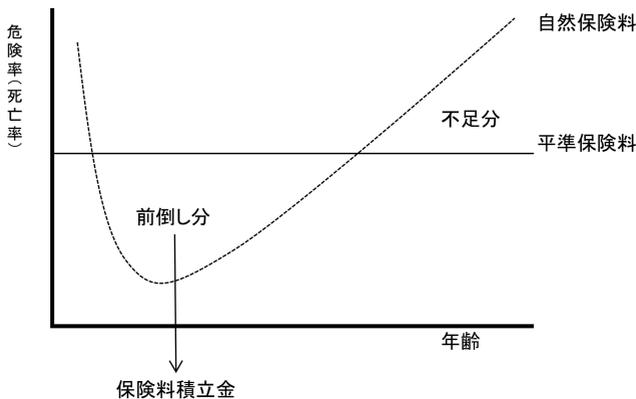


図5. 平準保険料方式

(出所) 筆者作成。

生命保険で確立した危険率に基づく保険料算出という保険技術が海上保

險、火災保険にも広がり、産業革命による社会経済的要件の確立により19世紀に近代保険が成立したが、原始的保険から近代保険への過渡期に賦課方式保険がみられた。合理的保険料が算出できない段階では、前払の保険料で保険金を賄うことが不確定であったため、一定期間の保険金をその期間の終わりに保険契約者に割当て徴収する方法がとられた。これが賦課方式保険である。したがって、賦課方式は、保険史的に言えば、原始的保険料方式であり、近代的な保険料方式は、保険取引を一般の財やサービスの取引と同様なものとする前払確定保険料方式である。そして、両者の差異として注意すべきは、保険資金の蓄積の有無である。保険金を事後的に割当する方式の後払保険料方式といえる賦課方式は、保険資金の蓄積がない。すなわち、両者の差異は、保険料前払で保険資金蓄積ありと保険料後払（事後的割当）で保険資金蓄積なしとなる。

公的年金保険における積立方式と賦課方式の違いは、自分が受け取る年金を自分の保険料の積立でとするか、現役の保険契約者に割当てるかの違いである。積立方式は、通常の保険と同様に前払確定保険料方式で保険資金の蓄積を伴い、保険的再分配よりも時間的再分配を中心とするため、保険資金の蓄積が自分で積み立てているようになるので積立方式と呼ばれる。賦課方式は、原始的保険における賦課方式と同じように、保険事故が発生して支払わなければならない保険金を現役の、したがって、保険事故が発生していない保険契約者に割当てている格好なので賦課方式と呼べる。それは子ども世代から親世代への貨幣の流れのため、「仕送り方式」と説明される場合もある。高齢の親を子どもが仕送りして養うことで老後の生活保障をしている、家族間で行っていた親の面倒を見るという行為を社会的に行っている「仕送りの社会化」といったように捉えるとわかりやすいということもあり、「仕送り」と表現されるのだろう。しかし、保険学的には、本来原始的保険にみられた方式がとられていることになるのである。したがって、公的年金保険が積立方式ではなく賦課方式を採用していることについての保険学的な問題の所在は、なぜ近代的な前払確定保険料方式である積立方式ではなく、原始的な保険料方式をとっているのかとな

る。

なお、わが国の公的年金保険は、正確には保険金原資に国庫負担として税金も投入されており、また、約3年分の保険金原資になる積立金も保有しているので「修正積立方式」と言われる。この用語は、「積立方式が修正されている」とも読めるが、真意は「賦課方式だが保険料以外も原資とし、積立金も保有している」と読まなければならない。この点からは「修正賦課方式」というべきであり、この名称の不正確さも年金誤解、無用な年金批判の温床になっている¹⁾。

4. 年金崩壊論と原始的保険料方式

年金崩壊論といえる島澤 [2019] に対して、海老原 [2019] は反年金崩壊論といえるので、島澤 [2019] の年金崩壊論を海老原 [2019] で検討するという形で議論を進め、賦課方式、積立方式について考察しよう。

島澤 [2019] の立場は、「老後生活資金2000万円不足問題」で年金制度への国民の不振が表面化したのが、厚生労働省は年金問題が起きるたびに場当たり的な対処をしているため繰り返し問題が発生するので、経済学者が指摘し、厚生労働省が否定するすべての「不都合な真実」の解決にこそ、年金制度を再生させる秘密があるとするものである（島澤 [2019] p.2）。不都合な真実は次の3点である（同pp.2-3）。

- (1) 年金は金融商品ではない
- (2) 年金の未納は問題ない
- (3) 国民皆年金は堅持すべき

年金制度は賦課方式をとっており、この賦課方式は経済成長、人口増加の右肩上がりの時代には強い「お得な金融商品」であるが逆の右肩下がりの時代は弱い「損な金融商品」であるとする（同p.8）。右肩下がりの人口減少となれば、受給者である高齢者に対して負担者である現役世代が減

1) 海老原 [2019] で同様な指摘がある（海老原 [2019] pp.29-30）。

り、年金受給の世代間格差が開いていくことになる。積立方式は銀行預金のイメージであり、自分で積立てたものを受給するということで世代間格差が生じないのに対して、賦課方式は次々とメンバーが加わって増え続けないと成立しない「ねずみ講」と同じであるとする（同p.52）。若者は、損をする金融商品を強制的に買わされている格好なので不満が高まり、若者の年金制度への不信に繋がっているとする（同p.55）。

世代別に受益、負担の評価をする世代会計の観点からみると、世代間格差は憲法14条の「法の下での平等」に違反するとする（同pp.138-139）。より若い世代にツケを回す「財政的虐待」（同p.139）とする。世代間格差の拡大は人口減少によりもたらされているのであるから、少子化が原因である（同p.170）。社会保障制度には一旦導入され充実すると少子化を進行させ、政治過程を介して過大な給付が要求されるため、社会保障の支え手の生活を危うくし、将来の支え手を減少させることで、その存立基盤を崩壊させるという厄介な「社会保障制度の自己崩壊性」という性質があり（同pp.162-163）、これによって次第に少子化が進行してきたことが確認できたのだから、立て直す時間とチャンスはあったのにそれを行わず、少子化による保険料収入の減少を税金で取り繕い、年金純債務の拡大と債務の先送りのダブルパンチで、深刻な世代間格差を引き起こしたとする（同p.164）。

保険料の上限を設定し、収入の範囲内に給付が収まるように、被保険者数の減少、平均余命の伸びを勘案した「スライド調整率」を使った「マクロ経済スライド」を導入し、積立金も取り崩しながら、今後約20年かけて年金財政を均衡させることになったが、「100年安心プラン」の大きな目玉であるマクロ経済スライドは絵に描いた餅にすぎないとする（同pp.107-126、p.185）。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年までが最後の社会保障立て直しのチャンスの時期となるので（同p.173）、世代間格差の現状を「最終警告」とする。最後のチャンスにやるべき対策は、賦課方式の本質がねずみ講にあることから、右肩上がりを目指すしかなく、そのために「移民を導入し

て年金制度を支える人を増やす」とする（同p.178）。高齢者間の世代内助け合いとして、相続税の社会保障目的税化なども提案する（同p.185）。より年金に引き付けた提案としては、「基本年金」の提案が注目される（pp.190-194）。

既に国民皆年金は崩壊しているとして、現行の社会保険方式による基礎年金を廃止して、新たな税方式による基本年金を創設し、新しく発足する国民皆年金を守るべきとする（同p.190）。未納者の他に免除者、滞納者を含めて基礎年金の被保険者の約半分が保険料を納めておらず、基礎年金は空洞化しているにもかかわらず（同pp.91-92）、未納者からは保険料を受け取っていない代わりに年金を支払わなくてもよいので中立であるとして問題視しないが（同p.72）、生活保護が低年金や無年金の高齢者の駆け込み寺になっている実態から国民皆年金は崩壊しているとする（同p.74）。

不都合な真実に引き付けてまとめると次のとおりである。

- (1) 年金の世代間格差は賦課方式というねずみ講のような仕組みに原因があり、年金は世代間の損得で把握できる金融商品と認識すべきである。年金保険の金融商品としての把握は、世代間扶養を利に敏く、さもしい損得論にするのではなく、高齢者の生活保障の持続性、負担の公平性を考えるためである。
- (2) 年金の未納自体は未納者に年金が給付されないことで年金制度に中立であるが、低年金者、無年金者を生み出し、生活保護として跳ね返る。年金問題は年金だけを見てははずまず、年金問題未納の重要性を認識すべきである。
- (3) 高齢者の所得の中心は公的年金であることから、国民皆年金は維持されなければならないが、現行社会保険方式の下で国民皆年金は崩壊しているため、税方式による基本年金を創設すべきである。

次に、海老原 [2019] を見てみよう。海老原 [2019] では、年金不安を煽ると議席が延びるため、政権前夜に大いに危機を煽った旧民主党議員の発言や、政権について全額税方式にできると言いながらできなかったことなど、稚拙な批判、基本を理解できていない暴論が出された様子を示して

いる（海老原 [2019] pp.46-50、pp.119-13）。老後資金2000万円問題についてもレベルの低い国会論戦が繰り広げられたとする（同pp.166-171）。

また、消費税の議論の様子も示され、9つの内閣が消費税の議論に関わり、導入、税率アップ等の成功をしたのは3内閣のみで、「年金は欲しいが高負担はいや」という世論が形成されているとする（同pp.93-117）。同時に、マスコミは、高齢化社会を迎えてどうやっても財源に悩む時代に、「無駄をやめれば」論、「行政や過去世代が悪い」論を流布することはやめ、レベルアップをして本当の意味での社会の監視役になるべきとしていることから（同p.117）、ないものねだりのようなレベルの低い世論形成に、レベルの低いマスコミが一役買っているとの認識なのだろう。

年金危機を煽った政治家、マスコミの存在もさることながら、高負担を嫌がる国民性により、低負担のまま不足分を赤字国債で埋める「給付先行型福祉国家」（同p.194）になったとする。国債がどんどん積みあがれば、国債費が膨らみ福祉に使える部分が減り、いよいよ増税となっても、高負担でせいぜい中福祉、中負担なら低福祉が関の山になるとする（同p.194）。年金の世代間格差よりも、国民負担率がずっと低かったため、膨大な赤字が生まれ、今後その負担を後世に背負わせることの方が問題であるとする（同p.196）。

高負担から目をそらすのはやめにしよう、目を覚まそう、高福祉なら高負担は仕方がないことである（同p.202）として、年金問題の根源は、日本人の心にあるとする（同p.17、p.201）。

島澤 [2019] の年金崩壊論は、「100年安心」の意味を「100年間年金は大丈夫である」と誤解するような、海老原 [2019] で半ば呆れながら取り上げられる稚拙な年金崩壊論ではないが、賦課方式を否定する点に原点があり、年金崩壊論の原点に「賦課方式と積立方式」の違いがある（海老原 [2019] p.19）との指摘どおりである。本稿の問題意識もこの点にあるので、島澤 [2019] 指摘の不都合な真実3点のうちこの点に直接関係する（1）を取り上げよう。

「（1）年金は金融商品ではない」については、諸悪の根源を賦課方式

に求め、年金を金融商品と捉えて、損得に結び付けることで世代間格差の問題が認識できるというものであろう。海老原 [2019] に基づき反論すると、賦課方式でなければ年金制度の維持は困難であり、年金制度の世代間の格差よりも、負担の先送りを続けて給付先行型福祉国家の状態こそが問題とすべき世代間格差の問題であるとなろう。

島澤 [2019] は賦課方式を「ねずみ講」とするが、賦課方式を肯定する海老原 [2019] も「自転車操業」(同pp.33-34)に例えており、例え話からは、賦課方式とはなんともいかわしい方式に感じる。海老原 [2019] が自転車操業に例えるのは、負担者が次の世代へとどんどん移っていく様子を指しているのだろう。保険学的にも、前述のとおり、「原始的な保険料方式」であるから、ますます賦課方式のイメージは悪くなる。

島澤 [2019] のみならず一般的な賦課方式に対する批判点として、そして、積立方式の優れている点として、人口の変動の影響の有無があげられ、前者は現役負担の高齢者受給で負担者と受給者の世代が異なるので人口変動の影響を受け、その影響は前述の島澤 [2019] を繰り返すと、人口増の右肩上がりでは得な金融商品、人口減の右肩下がりでは損な金融商品になるのに対して、後者は自分の積立てたものを受け取るに過ぎず負担者と受給者の世代が一致するので人口変動の影響を受けないとするものである。

賦課方式が少子化に弱いという点を海老原 [2019] も認めるのであるが、問題は積立方式でも解決できないという点(海老原 [2019] pp.27-28)が理解されていないために、賦課方式が欠陥方式であり、それを解決するのが積立方式であるかのような誤解が一般化していることである。海老原 [2019] では、「生産物が中心 (Output is central)」という権丈 [2016] で紹介されるニコラス・バー (Nicholas Barr) の見解(権丈 [2016] pp.18-21)に根拠を求める。これは、賦課方式、積立方式いずれの財政方式にしても、高齢者が生活するにおいて生産物の消費が必要であり、その生産物の生産は現役世代が行うのであるから、少数の現役世代が生産した生産物を増えた高齢者が取り合うという構図に変わりはない、少

子高齢化で生産量が低下した影響は、財政方式に関わらず受けることとなるというものである。高齢者の生活に引き付けて考えれば、生産物が重要で財政方式は重要でない。すなわち、積立方式でも人口変動の影響、少子高齢化の悪影響は受けるわけで、賦課方式はインフレーションに強く少子化に弱い、積立方式はその逆といった一般的な賦課方式に向けられる批判は誤りとなる。また、賦課方式では単純に少子化・人口減少（出生率2割れ）が問題となるのではなく、現役世代（負担者）と高齢者（受給者）の世代間比率が問題であり、出生率が2割れでも下げ止まれば、世代間比率は改善するので、少子化・人口減少に賦課方式が単純に弱いとはならない（海老原 [2019] pp.35-37）。

理論的に誤りであるばかりではなく、現実の問題としても、「積立不足」、「年金財政破綻」批判などから、税方式や積立方式への転換が喧伝される中、「年金危機を煽った戦犯」（同p.119）がたくさんいる旧民主党が2009年に政権を取るが、野田佳彦総理、岡田克也副総理がかつて主張した年金崩壊論を謝罪修正しているように、賦課方式の現行年金がそう簡単に否定できるものではない、その点において、優れていることが示唆されているのではないかと（同pp.124-125）。「年金問題は実務者として中身を詳しく知れば知るほど、今がかなり良い状態で、改変が難しい、という結論に行き着く。」（同p.89）

このような年金崩壊論者たちの実績や積立方式も少子高齢化の悪影響を受け、しかもインフレーションに弱いとなれば、少なくとも、積立方式より賦課方式の方が良いのではないかと。もちろん、少子化に弱いものだから、賦課方式自体への懸念は残る。この点に関しては、少子高齢化の悪影響は拠出者と負担者のバランスが崩れることにあるのだから、人為的にそれをリバランスすればよいとする（同p.89）。その方法は、年金払込期間の長期化、受給開始年齢の後ろ倒し、年金制度のカバー範囲の拡大であり、政策的に実現可能とする（同p.89）。

ここで積立方式と賦課方式についてまとめておこう。積立方式は自分で積立てたものを自分で受取るのであるから、少子化で現役世代が減っても

問題は起きにくい（同p.21）。しかし、積立方式は、制度発足後年金がきちんと支払われるまでに40年程度の長期間を要し、それまでの高齢者は無年金ないしは低年金にならざるを得ず、それまでの高齢者にもそれなりの年金給付を行うとなれば、現役世代は自分の分と高齢者の分の二重の負担をしなければならない（同p.22）。しかも、保障水準は過去の積立てた時期の相応額となる（同pp.22-23）。また、積立金を40年近く運用せざるを得ず、運用の巧拙の形で世代間格差が生じる。さらに、想定以上に寿命が延びた場合、積立てた年金が不足する危険性がある（同p.24）。

賦課方式についてまとめると、2004年年金改革で段階的に保険料を引き上げてその後固定化し、所得代替率50%を下限にマクロ経済スライド方式により高齢者給付減を図るという、拠出増・給付減にキャップを設定し、高齢化・少子化の激変を緩和するために積立金を計画的に費消する、しかも今後100年を想定して拠出、給付、積立金取り崩しが均衡していくモデルを描いた（同pp.39-42）ので、「今がかなり良い状態で、改変が難しい、という結論に行き着く。」（同p.89）

「100年安心」は年金制度が向こう100年間安心になるという意味ではなく、100年という期間を想定して均衡モデルを描いたに過ぎない。そして、そもそも100年先までを正確に予測するなどというのは不可能であるから、5年に一度行われる国勢調査に基づき5年に一度100年先まで視野に入れた財政検証を行っている。高齢者の所得保障・生活保障を目的とする老齢年金保険ならば、超長期保険となって貨幣価値の変動が重要となるので、その保障水準は実質ベースでなければ十分な保障を提供できないだろう。そうすると、超長期で実質ベースの保障水準を維持する保険が求められ、そのような保険が想定する将来の保障に対する保険料計算に必要なデータの推計は、もはや不可能であろう。海老原 [2019] ではこの点があまり強調されていないが、先行研究の権丈の研究ではこの点が強調されている。

権丈 [2015] では、結果の確率分布が既知であるリスクはデータが存在することになり、民間保険で対応できるが、結果の確率分布がわからない不確実性には対応できず、そのような世界に社会保険が対応するとする

(権丈 [2015] pp.22-23)。公的年金は将来予測に対して「人知の限界」があるゆえに存在する制度であると考えられるのに、公的年金の議論をするためには将来の話をしなければならないという矛盾があり、これを「公的年金論議のパラドックス」としている(同p.24)。したがって、財政検証における試算の目的も、不可能な将来を当てることにあるのではなく、見直した予測に基づき将来のために今できることを判断することを目的とする(同pp.24-25)。

保険学に引き付けたとき、この点に核心があり、ここに本稿の結論があるといえる。そして、積立方式に対してとどめを刺す議論になっている。すなわち、積立方式、保険学的に言えば前払確定保険料方式により時間的再分配を主とする方式は、名目的な保険金支払・給付は確定しているが、老齢年金ではその名目価値が実質的な価値として保障されなければならないのである。しかし、そのようなことは不可能であるから、賦課方式をとっているといえる。我が国を含む主要国の現実的な流れが、そのことを示している。したがって、賦課方式の公的年金制度は破綻している、あるいは、近い将来破綻する、積立方式にすべきとの主張は、人間にできないことをできるといっているに等しい。賦課方式継続を主張する年金論者を崩壊しているものを崩壊しないとする「嘘つき」呼ばわりする積立方式支持者こそが、できないことをできるといって「嘘つき」なのではないか。

それでは、保険学的に整理してみよう。前述のとおり、問題の所在は、なぜ公的年金保険が近代的な前払確定保険料方式である積立方式ではなく、原始的な賦課方式なのかという点にある。保険史の考察から、賦課方式は合理的保険料算出が不可能な原始的保険段階における原始的な保険料方式である。しかし、「計算できない」、「わからない」という状況では、合理的な保険料方式でもある。したがって、賦課方式は、前払確定保険料をどう算出するかわからないという状況に合致する方式である。老齢年金として高齢者の生活保障を実質レベルで保障するとなれば、前払確定保険料を事前に予測することは不可能である。したがって、このわからないことに対しては、前払確定保険料方式である積立方式では対応が不可能

であり、賦課方式を採用すべきとなる。

5. 保険教育と保険の誤魔化史

権丈 [2015] では、社会保障教育が重視される。国家予算の大半を占める社会保障は国の形を決めるといえる重要制度であるため、その教育は重要であろう。ましてや年金が政争の具として取り上げられ、必要な改革がなされないどころか誤った改悪などが行われれば、国自体を揺るがす大ごとになりかねない。自分たちの国、社会をどうしたいのかということを考えることにも結び付く社会保障教育は重要である。

保険教育は、保障教育という観点で直接社会保障教育に関わり、保険が生活保障の有力な手段の一つとすれば、生活していく上での重要な制度の一つとなり、いわゆる社会保障を土台とした保障の三層構造的把握をすれば、三層構造により体系化された保障体系は、国、社会の形である。以上は経済主体としての家計を前提とした議論であるが、企業という経済主体を想定すれば、リスクマネジメント手段の一つである保険の活用は、ERM (Enterprise Risk Management)、ESG (Environment, Social, Governance) 投資、SDGs (Social Development Goals) が重視される社会でますます重要性を帯びる。したがって、保険教育も重要であろう。しかも、データが重視され、「データ資本主義」などという用語も飛び出す現代において、データが重要なデータ・ドリブン保険と呼べる保険が登場してきているInsurTech時代に、保険を相互扶助とする保険相互扶助制度論が依然として通説化しているわが国では、なおさらのことであると感じる。正しい保険理論が教えられていないので、戦前に形成された神話が未だに通説になっている。神話を乗り越え、年金不安の除去にも役立つような保険教育が求められるのではないか。

このような問題意識から、権丈、海老原の議論でどうしても引っかかってしまうのが、「こども保険」をめぐる議論である(海老原 [2019] pp.176-184, p.197)。社会保障の財源について、税方式の年金にすれば無年金者がいなくなり制度の普遍性は高まるが、税金はなかなか上げるこ

とができず、所得税や法人税は増減するので不安定であるのに対して、社会保険方式は保険料として安定的に徴収し、引き上げも簡単であることから、異常に税の引き上げが難しい日本では、次善の策としてしばらくの間社会保険をベースに国民負担率を上げ、速やかに重要施策を開始するしかないので、小泉進次郎議員たちが提唱していた少子化対策としての「こども保険」が財源を公的年金保険に求めるのは理にかなった案とし（同p.197）、この案が安倍首相の「全世代向け社会保障」に飲み込まれ少子化対策が社会保険から切り離されてしまったので、社会保障の正常化の第1歩となるはずがそうならなかったとする（同pp.176-184）。

「こども保険」に対しては、応益負担に反する、保険という名称はおかしいという批判があったとされるが（同p.180）、子育て支援をするための給付の財源を公的年金保険料にするというのであるから、当然である。保険学的に言えば、「リスクなくして保険なし」という保険の大前提が充足されていないのであるから、こども保険は明らかに保険ではない。年金保険は所得がなくなるというリスクに備える保険なのに、その保険料を子育ての費用がかかるリスクに使うというのであるから、火災保険料を生命保険金に使うに等しい。それにもかかわらず権丈、海老原がこども保険を支持するのは、それぐらいの割り切りをもって社会保険を活用して財源を確保しにかからなければならない、国民負担率を上げていかなければならない状況にあるとの認識なのだろう。わが国の問題の核心を「給付先行型福祉国家」に陥っていることに求めれば、国民負担率の引き上げが喫緊の課題となるので、大変説得力のある議論である。

それにもかかわらず素直に賛同できないのは、日本の保険の歴史が「保険の誤魔化史」といえるぐらいに保険がいい加減に扱われてきたのではないかとの問題意識があり、「こども保険」構想は保険の誤魔化史の流れからすれば、その頂点を極めるような構想となるからである。

わが国の保険学に対して保険本質論偏重と批判され、明治から戦後にかけて形成されてきた伝統的保険学が否定され、グローバルスタンダードの流れに沿うものとなって久しいが、欧米の合理的な制度、しかも目に見え

ない保険という制度を日本人はなかなか理解できないため「保険とは何か」という問いかけが強くなったのだろう。だから、助け合いキャッシュフローを見て、そのままの描写として保険を相互扶助とするのが理解しやすく、通説化してしまったのだろう。保険学における天動説の定着である。

こうした学問動向は、現実の保険の歩みと表裏一体をなしている。たとえば、戦前の関東大震災では、保険の常識通りカタストロフィ・リスクである地震については免責事項とされていたので、仮にそうでなければ損害保険会社全社が潰れそうなほどの火災保険金が発生するところを保険金の支払いを免れたが、なぜ保険金が支払われないのかという不満から暴動まで起き、政府が介入する形となり、見舞金の名目で保険会社から保険契約者に保険金額の10%が支払われた。当時、外国の保険会社が参入していたが、外国の保険会社は契約内容に忠実に一切の支払いを拒否した。契約に対する捉え方の違いも反映しているのだろうが、これが現在の家計向け地震保険を財産保障と誤解したり、巨大なリスクと保険との関わりについての無理解に結びついていないだろうか。

わが国特有の損害保険として貯蓄性のある「積立保険」があり、掛け捨て嫌いの日本人の気質に合った保険として保険行政からの要請もあって登場したが、そもそも「掛け捨て」という言葉に、如何に保険が理解できていないかが象徴されていないだろうか。保険事故が発生しなかった場合、保険契約者は保険料を一方的に払っただけで何も得ていない状況なので、保険料というお金を払って保険を掛けたものの何ももらえなかったので「支払ったお金は保険にかけて捨てたお金」との認識だろう。言うまでもなく、保険事故が発生したならば保険金を請求できる権利（条件付給付）と交換しているのであるから、掛けて捨ててはいない。お金を捨てる一方的に損をする制度ならば、そもそも社会に定着するはずがない。しかし、わかりづらい保険を貯蓄好きな日本人に説明するには便利な言葉であることもあり、自らの首を絞めることになっているのではないかと思うが、保険業界も当たり前のように使っている。積立保険はこの延長線上で、通常

の損害保険に、損害保険として別に必要ではない貨幣を積立保険料として徴収し、それを保険期間運用して運用収益を上げ、その元利金を満期時に返却することで、通常の損害保険部分も含めた全体のキャッシュフローにおいて、保険契約者に満期日に支払った保険料相当額ないしはそれ以上の貨幣を受け取れるようにして「掛け捨て嫌い」に応えたものである。保険料を払って保険事故が発生しなくても、満期時に支払った保険料近いお金が戻ってくるので、「掛けて捨てた」観が生じない。損害保険会社の資産運用能力が他の金融機関や金融商品よりも優れているとき合理性を持つといえるが、本来的にそのような条件が充足されるわけではなく、損害保険本来の目的からすれば、積立保険料は不要である。「掛け捨て」などという言葉の定着を許すことのないような保険教育が行われていたならば、生まれなかった保険といえるだろう。だから、日本にしかない。

社会保険でも公的介護保険の第2号被保険者について誤魔化史がみられる。介護保険は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が対象となるので、40歳以上の国民を対象とした保険である。被保険者が介護状態（要支援状態を含む）になるということを保険事故として保険給付を行うのが介護保険であるが、第1号被保険者は介護状態の認定がなされれば保険事故発生とされるのに対して、第2号被保険者は特定疾病により介護状態になるのであれば保険事故とみなされない。介護状態になる原因も保険給付の要件となる。第2号被保険者が特定疾病を原因として介護状態になる確率はゼロに近いので、第2号被保険者にとっての介護保険には、「リスクなくして保険なし」の大前提が充足されていないこととなり、介護保険は保険ではないとなる。第2号被保険者にとっての保険料は、税金に等しい。このような誤魔化しがある。しかし、介護の社会化を速やかに進め、長期的に増加が見込まれる給付に対する財源を安定的に、より確実に徴収できるようにするには、税方式よりも社会保険方式が優れ、しかも、第2号被保険者のところには「こども保険」構想に匹敵する保険料という名の税金を入れていることからすれば、給付先行型福祉国家の日本において、介護保険はファインプレーなのかもしれない。

そもそも、私的保険と異なり公的保険、特に社会保険については、国庫負担あり、事業主負担ありと、かなり保険としては保険性を失う仕組みが組み込まれており、経済政策保険としてその保険の目的を考えると、保険の誤魔化史に含めるべきではないのだろう。保険性よりも政策目的、政策効果が優先される社会保険では、「リスクなくして保険なし」という保険の大前提から外れている現象もみられるが、そうすることの必要性、社会的意義を伝えることで社会保障・社会保険の正しい理解にも資する保険教育が必要である、としておこう。

6. 大学教育における保険教育

保険教育というテーマは、かつて先進的な研究者による保険学のあり方に関わるテーマであったが、この10年で生損保両業界の関心事項になり、日本保険学会でも取り上げられることとなった。このように保険教育が注目されるようになったのは、大きく二つの要因によると考える。第1に金融自由化による米国化・金融化の流れでわが国保険教育の米国化の研究がなされたこと、第2に2000年代のOECDによる金融教育重視の流れが2008年金融危機を受けて各国の国際公約の水準へと引き上げられ、金融に保険も含まれていることである。そして、今一つ重視しなければならないのが、今正に進んでいるわが国大学教育改革の流れである。ここで注意しなければならないのは、第1の流れが根源的な流れであり、その矛盾の発生としての金融危機へのフォローが第2の流れであり、第3のわが国大学教育改革の流れもわが国大学教育改革が第1の流れに飲み込まれたことを意味するということである。わが国大学教育改革の流れをいずれと捉えるかは別として、その流れを重大な影響を与えるものとするならば、大学における保険教育は、大学教育改革を土台にして論じるべきである。そして、保険教育としては、大学教育のみならず初等・中等教育も含めて考えるべきである。特に、小・中学校の学習指導要領が2017年に改訂され、高大接続改革が進められていることからすれば、なおさらである。しかし、本稿では大学教育に限定する。

この点において、近年の日本保険学会の動向がやや心配される。改革が進む大学教育において、いかに保険学のカリキュラムを体系的に組んでいくかを考えることが最重要課題であると考えるが、学会の動向がそのような課題に向けての活動にはなっていない面があるからである。その最たるものが、1966年第1回の調査が行われてから2006年に第7回の調査が行われた「大学における保険教育の調査」（アンケート）が、前回実施から10年以上経っても依然として実施されないことである。もちろん、学会も様々な取り組みを行っている。たとえば、2017年度の日本保険学会全国大会では、保険学講座数の減少や保険学の地位の低下もさることながら、学会構成員を見ると40歳未満の会員数が54名で全体の2割であり、50-65歳の会員数90名の60%にすぎないので、50-65歳の学会員が引退して空いたポストの約半数は今の学会員はつくことがないという点を問題視して、大会のシンポジウムのテーマを若手研究者の育成としたり、若手研究者に自分の研究をアピールする場としてポスターセッションが設けられるなどの改革が行われている²⁾。また、2018年度科学研究費助成事業審査システム改革案において、小区分「民法学関連分野（05060）」、「金融およびファイナンス関連（07060）」および「商学関連分野（07090）」のすべてにおいて、「保険」というキーワードが削除されたことに対して、継続を求める対応を学会が行ったりと、保険学をめぐる環境が厳しくなる中で、適切な対応がとられてもいる³⁾。

しかし、学会員が保険学の中での自分の専門分野の研究意義を考えることが重要であるものの、保険学という学問がどのような学問としてあるべきか、具体的な大学のカリキュラムとしていかにあるべきか、ということ、特にベテランの大学所属の学会員は考えるべきではないか。「大学における保険教育の調査」は、正に、この問題を考える機会を与え、各大学の事情に制約されながらも、大学所属の学会員が所属大学・学部のカリ

2) この点に関しては、日本保険学会ホームページ（www.js-is.org/?p=3173、最終アクセス日2020年1月9日）を参照されたい。

3) この点に関しては、日本保険学会ホームページ（<http://www.js-is.org/?p=3542>、最終アクセス日2020年1月9日）を参照されたい。

キュラムにおいて理想の保険学の体系を反映させる努力をすべきである。若手に対してベテランのポスト数が多いといっても、これまでのアンケートで趨勢的にみられた伝統的保険学の講座の削減は続いているのではないか。

そして、次代を担う若手研究者に保険学の体系を考えてもらうことも大切なことである。アンケート実施が数年前検討されたようであるが、ポスターセッションとなってしまったようである。大学教育改革が進んでいる点からも、教育改革を視野に入れながら、所属の大学・学部で保険学カリキュラムの在り方を考えることは重要であり、そのための基礎的情報がアンケートではないか。大学所属の学会員が、自分の所属する大学・学部で正々堂々と保険学の科目設置を主張できるようでなければならない。大学教育改革が保険学科目のさらなる削減に結び付くようなことがないようにしなければならない。大学所属の学会員が、所属の大学・学部で保険学分野の充実したカリキュラムの実現に向けた主張ができるような理論武装を可能とするために、アンケートで他大学の科目配置などを学ぶというのは重要である。ポスターセッションよりもアンケート実施の方が優先度は高いのではないか。

大学における保険教育は、迷走する大学教育改革に翻弄されることなく、所属の大学・学部を引き付けて、個別具体的にどのように改革していくのか、その方向にのって、一学問分野としての保険学の体系を考えて、具体的な科目設置を行うべきである。その際、従来からのグローバル人材に加えて、近年デジタル革命を背景にデジタル人材の育成が求められていることを意識せざるを得ないであろう。保険に引き付けると、「InsurTech時代の保険学」として保険学の体系を考えなければならない。

体系を考えるにおいて、次の2点を織り込む必要があるだろう。1つは、本稿の本来のテーマである社会保障とも関係する点である。課題先進国といわれる日本にとって、課題把握のキーワードは持続可能性 (sustainable) である。少子高齢化が進む中で社会保障の持続可能性、そして、20世紀末に登場し、ようやくグローバルな課題として意識されてきた、もともとの

意味合いである「持続可能な成長」(Sustainable Development)という地球環境面の持続可能性である。社会保障としての社会保険について保険学に引き付けた考察が重要であり、社会保障関連の科目との関係に配慮しつつ、保険学としての科目配置を考えなければならない。地球環境面の持続性については、EGS投資、SDGsから、金融論、環境論関連の科目との関係に配慮しつつ、保険・金融の資金の流れでこの課題の解決に応えることを目標にして、保険の金融的機能を重視した保険学としての科目配置が考えられなければならない。この点に関連して、保険学における一般性・特殊性への配慮が、金融論との関係でますます求められるようになってきていることにも注意を要する。保険教育、研究の金融化の流れは時代要請として必要であるが、保険教育、研究の金融論への埋没となれば、過度な一般性となり、保障学としての保険学の消滅となろう。

もう1つは、すべての課題解決に対して、X-Techの発想で、デジタル革命に乗って問題解決を図る発想が必要であるということである。それこそがInsurTech時代の保険学となろう。

このような保険学の教育を所属大学の学部で充実した科目配置として実現すべきである。そのようなもとで、年金不安の正体の理解に資する、保険相互扶助論が天動説であることを理解する、充実した保険教育が必要であらう。

追記⁴⁾

筆者が大学教育改革をテーマとしたのは、小川 [2013] においてである。小川 [2013] では、自由化として大学教育改革が進むのは、様々な分野を侵食する新自由主義による金融化・米国化の流れに、大学がその「世間離れ」を放置したため、飲み込まれることとなったからであるとした。大学の世間離れの最たるものが「ボンクラ教授」の存在で、無能な、いる

4) 大学教育改革が新たな段階に入ってきていると考えるので、追記としてその点について言及する。なお、ここでの教育改革については、広田 [2019]、荻谷=吉見 [2020] を参照している。

と有害なウルトラ級の世間ずれしたボンクラ教授をクビにできないという「ボンクラ教授の放置」に求めた。大学改革の主眼の一つは、ボンクラ教授のクビを切れるようにすることにあっただと思われ、その最たるものに「大学教員任期制」があげられよう。1度教授になったら、論文を1本も書かなくても教授のままにいられるというような、仕事をしないでクビにならないというようなことのないようにするために、世間からずれているのを世間並みにするために、一定期間に基準以上の業績を発表することができなければ、降格させるといった制度である。しかし、このような制度も、自分の保身には老獪なベテラン・ボンクラ教授たちによって既得権益は保護され、もっぱら若手ポストに任期がつけられ、一般社会で非正規雇用が増えるのと軌を一にするように、若手研究者の雇用の質が悪化しただけで、ボンクラ教授を駆逐できなかったのではないか。大変な生命力のあるボンクラ教授とは一体どのような教授なのだろうか。

1990年代に『文学部唯野教授』（筒井康隆著）という本が話題となった。一般には想像しにくい、頭は良いのだろうがどこか世間離れしている、そのアンバランスがとぼけた感じもする大学教授という職業の暴露本みたいな本である。一般にはなじみのない大学のシステムの紹介もしながら、海外留学に行ったふりをして実は日本にいたというような、とても尊敬できない、一般の会社ではありえないような、とんでもない話にあふれる本である。筆者はこの本を民間企業に勤めている頃に読んだが、自分の教授像とあまりに違ったので俄かに信じがたかった。たまたまある大学の先生から、「かなりオーバーに書いていますが、半分は本当です」との解説をいただいても、謙遜して言っているのだろうと思っていた。なぜなら、私にとっての教授は「スーパーマン」だからである。

何かのイメージは、実際に見たことがある場合は、それが実体として形成されるのだろう。私の教授イメージもその通りで、自分が学生時代にご指導いただいたゼミナールの恩師の先生こそが私にとっての教授像である。その教授像が「スーパーマン」である。私の先生は、真夏でも長袖のワイシャツをきちんと着込みネクタイをして、上着もきちんと着ていた。

教授は身だしなみからきちんとしていて、自ずと社会人としてのオフィシャルな服装を教えてくれているのだと思った。語学の先生でジーパンをはいている先生がいたが、非常勤の先生だったので、服装から学生に教えるといった強い責任感を持つ常勤の先生とは違うのだろうと思った。ゼミでは、日常のやり取りなどについても、社会常識を逸脱するようなことをゼミ生が行えば、先生に厳しく注意をされた。学生が就職の推薦状を先生に書いてほしいとジーパン姿で依頼しに来たので、「無礼者、それが人にもものを頼む格好か、ネクタイぐらいして来い」と追い返し、ネクタイ、スーツ姿で学生が出直したという話を先生からうかがったときは、ゼミ生みんな凍り付いていた感じもあるが、そのような家庭での躰みたいな指導も受けた。

「社会ではそのようなことは通用しない。誰からも相手にされなくなる」といった注意も受け、知らず知らずのうちに、社会人になる準備が整っていったような気がし、時代も時代だが、特にハウツー的な就職活動の勉強、面接の訓練などをしなくても、ゼミでの発表、質疑応答を通じて身に着けた人前で話す、議論するといったことの応用で就職活動もできていたように感じる。

就職して組織人としてのふるまいの難しさ、年齢、性格が多様な人たちの集まりでの交流、意思疎通の難しさを感じたが、「社会ではそのようなことは通用しない。誰からも相手にされなくなる」といった注意を受けて勉強したことの応用で十分乗り切れた。ものすごく大学の勉強が役に立った。もちろんゼミでは、先生の専門分野の保険の勉強をした。当たり前だが、先生の専門知識のすごさはいったいどれだけの知識量なのかと全く想像がつかなかったぐらいである。だから、私にとっての教授とは、専門知識が想像できないぐらいに詰まった、それでいて実社会のことにも詳しい、なんでも知っている、なんでもできてしまう、真夏でも涼しげにネクタイ、スーツを着こなす、スーパーマンである。

ところが、自分が大学教員になって教授のイメージが崩れていく。まず、スーパーマンに程遠い自分が大学教員になれたことが信じがたかつ

た。新前なので今はスーパーマンでないが、数年修行をすればスーパーマンになれるというのであればまだしも、永遠にスーパーマンになれそうにないので、自分の存在自体がどこか八百長臭かった。そして、教授たちの自由奔放な服装の多いことに驚いた。ジーパンはもとより、夏になると海水浴にでも出かけるのかと思われる服装まであり、発想ではなく、服装のユニークさを競っているのかと思えるほどであった。

真夏でもきっちりスーツを着込んでいるのはビジネスパーソンであり、それもクールビズでネクタイをとり、さらにビジネスパーソンの服装のカジュアル化が進んでいるものの、教授の自由奔放な服装とは次元が異なる。今にして思えば、先生から実践的な指導を受けたが、そのような教授は稀有な存在で、多くは実務が想像つかない、実社会とずれた人間というのが教授であるとわかった。要するに、私の先生は、奇跡的なスーパーマンで、いまだになぜ先生は実社会にいたかのような指導をわれわれゼミ生にできたのか不思議でならない。

実社会とずれた人間、それが教授で、そのような世間ずれしたものからは、実社会に役立つ抽象論議しか教わることができないので、実践的な教育が必要であるとなつて、キャリア教育や実務経験者の講義、単位認定をするインターンシップなどの動きがみられる。特に、実社会に直結しない人文科学、社会科学を否定する動きもみられ、大学の「世間ずれ」が学部再編成、実務家教育を促進しているようである。

こうして経済界に押されるような大学教育となつてきたが、世間ずれした大学教育は役立つとし、経済界自らが教え手となる傾向がみられる。実務経験者による講義を大学がありがたがり、実務家も「世の中に役立つことは自分たちにしか教えられない」となり、大学の世間ずれの矯正がなされている。この過程で、大学教育は実務家なしでは成り立たない、あるいは経済界にとって有用な人材の育成こそが大学教育の目的であるといった、アカデミック・キャピタリズムの考えが流布しつつあるのではないか。確かに教授の服装はおかしく、その行動も世間ずれしているが、恐ろしく勉強しているのも事実である。専門分野によって程度は異なるだろうが、

実社会と関係を持たずに勉強しすぎて、世間ずれが生じているのかもしれない。いずれにしても、実社会に役立つことだけを教えるのが大学ではなく、経済界に役立つ人材の育成にのみ大学教育の目的があるわけではない。

私の先生を除くと、教授はスーパーマンではなく、世間ずれした存在となるが、専門知識は半端なくあり、専門知識をベースとした教育が大学教育であり、その補完に実務家の実践的な教育があるという関係だろう。私自身が実務家出身の教授なので、本職になって、本職の恐ろしさを味わったところがある。大変な勉強家の実務家の方には、忙しい中に勉強時間を作って真摯に勉強していることに敬意を表するが、本職は次元の違う勉強量であるということも知っておいてほしい。

大学の世間とのずれに改革の波が引き続き押し寄せている。ボンクラ教授とは、勉強ばかりしていて、世間ずれしたというのと次元の異なる世間ずれした教授のことである。

たとえば、昇任人事はどこの大学でも、主査、副査の審査委員を設けて審査し、審査委員の審査会で出された結論が原案として教授会に上程され、審議されるという流れだろう。この流れにおいて決定的に重要なのは、審査会をリードし、審査会の案を決定するための審議の原案を策定する主査であるが、ボンクラ教授が主査になった場合、昇任人事の審議をする教授会直前に体調が悪いとして審査報告書の原案を作成せず、したがって審査会も開催せず、「教授会に間に合わないからよろしく」と留守番電話か何かで副査に連絡をして事足りるとする。このような、無責任極まりない者が、ボンクラ教授である。副査の責任感が強ければ、何とか予定の教授会に審査報告書を間に合わせ、それを原案にして審議するということが可能であろう。かくして、主査不在、実質主査不稼働でも、結果として何とか教授昇任が認められればめでたしとなり、お祝いともなるが、教授会は欠席して主査として全く機能しないのに、教授会後の教授昇任決定お祝いの席には出席して酒は飲むというふるまいができるのがボンクラ教授である。

あるいは、複数の担当者でそれぞれ3コマぐらい担当するオムニバス形式の講義で、毎年のように自分の順番がわからず自然休講を発生させるような者がボンクラ教授である。ここまでの筋金入りのボンクラになると、パソコンは使えない、メールもできないとなって、いちいち紙媒体で連絡をつけなくてはならず、直前にわざわざ当該教授の連絡ボックスにオムニバスの講義の日程を知らせる確認の連絡をいれるという手間をかけたらしなければならなくなる。そこまでやっても自然休講を発生させるとなれば、もはや手の打ちようはなく、このようなボンクラをクビにできない大学というところは、ボンクラ教授並みに病んでいるとなり、大学改革が支持されることになる。

あるいは、面接をしなければならない推薦入試でその担当に当たっているのに、忘れるという者である。何組かに分けて面接をする場合、ボンクラ教授がいないため面接官が少なくなる教室が発生し、学部長あたりが埋めざるを得なくなる。ここまで挙げたボンクラ教授の例は、タイプ別の事例というよりも、ボンクラ教授はこうした様々な不祥事を発生させる者であろうから、オムニバス形式の授業を飛ばすボンクラ教授は推薦入試も平気で飛ばすのだろう。

あるいは、定期試験の採点ミスを犯し、教授会で審議しなければならないとき、しかも、大学が春休みに入り、教授会が翌年度の4月頭まで予定されていないときでも、平気で「成績訂正をお願いしたい」というメモを学部長の連絡ボックスに入れ、どうせ春休みだから何もできないだろうと旅行に行ってしまう。案件が年度をまたぐということで支障を来さないかと詳細を学部長が把握しようとボンクラ教授に連絡を取っても旅行に行っていて連絡がつかない、メールもできないものであるから全く連絡がつかないとなる。組織人としての発想、人としての礼節もない、大バカ者、それがボンクラ教授である。

どれぐらいのことをやらかしたらボンクラといえるかということで、いくつか例を挙げてみたが、いずれも他の世界では、下手をすれば、クビになるのだろうが、それでもクビにできない、しかも、複数のボンクラ教授

たちがこのようなことを行うというよりも、一人のボンクラ教授がこれだけの様々なことをやらかしてもクビにできないという、世間ずれしたボンクラ教授をクビにできないという、世間ずれした大学を世間並みにしようという面が大学教育改革にはある。しかし、それも必要となくなってきた。なぜなら、ボンクラ教授たちが定年となる時代を迎えたからである。クビにはできなかったが、定年制という制度でようやく退場していただくことができる。これはボンクラ教授を特定の世代として把握していることになるが、ボンクラ教授掃討を目的の一つとした大学教育改革がこの四半世紀行われたことで、ボンクラ教授そのものの駆逐は不十分であったものの、その存在を世代的に把握できるものにするにはできたのではないか。すなわち、この四半世紀に採用された教授に、ボンクラはいないということである。少なくとも、パソコン、メールを使えない者などいないだろう。もちろん、中には大変な問題教授もいるだろうが、それはどのような組織にもいる問題児に過ぎないのではないか。こうなってくると大学教育改革は、ボンクラ教授掃討の改革とは異なる改革を目指すことになる。それは、既に発生しているグローバル人材、デジタル人材育成のための本来の大学教育改革である。そのような人材を育成できない従来型の大学教育は世間ずれしており、この世間ずれを本格的に修正するという大学教育改革である。

繰り返しになるが、小・中学校の学習指導要領が改訂され、高大接続改革が進んでいることから、大学教育のみならず、日本の教育改革が進められる中で、高等教育としての大学教育の在り方が問われている。既に四半世紀ほどの歴史を持つ大学教育改革にとって、改革については今更ながらという面があるものの、デジタル革命が進展し、世の中が大きく変わりつつある中で、少子高齢化、環境問題が身近となりもはや看過できなくなっているという社会の課題を射程に入れた、教育改革である必要がある。

こうした時代文脈に乗りながら、民主的な社会の中で十分な判断のできる市民の育成、経済の繁栄に結び付く経済生活、経済活動のできる生活スキル、職業スキルを身に着けた人材の育成、社会的地位を向上させる手段

としての教育、という教育本来の役割をよりよく発揮させるための教育改革でなければならない。しかし、教育の本来の役割は競合している面があるので、教育改革は多面的で様々な対立を含む。そのような状況で、前述のグローバル人材、デジタル人材を育成する世間ずれしていない大学への改革は、「社会に出て役立たないものは教育でない」、「仕事に役立たないものは教育でない」といった、経済界寄りの改革になっている。しかも、その方法は、1990年代のシラバスに始まり、授業評価アンケート、ティーチング・アシスタント、オフィス・アワー、アクティブ・ラーニング等の部品の輸入のようなものであり、その部品を使って、大学は学問をする場というより、サービス産業に成り下がったのではないか。経済界が求める課題を見出し、解決する人材の育成は重要であるが、そのためには大学の本質的な所を改革する必要があるだろう。すなわち、広く浅く学ぶ＝学生が勉強しない体質となっている日本の大学の体質改善である。

一定の歴史を持つ教育改革の中で、大学のみならず初等中等教育においても、改革疲れがみられる。このような状況で優先的に求められることは、初等中等教育の大幅な教員増や高等教育への研究教育費援助等、重要な教育にしっかりとお金をかけるということである。国の教育費支出が非常に低いというのが日本の特徴であり、様々な批判が日本の教育機関に向けられるものの、厳しい環境の中で結構よく頑張っているとなるのではないか。経済界寄りの改革でひたすら教育の効率性を求めるような教育改革は、早晚限界を迎えるだろう。

ボンクラ教授の駆逐が必要なくなり、前向きに教育改革に取り組めるようになってきた大学は、改革を進めるチャンスであるから、従来のような効率重視で改革疲れを起こさないような改革で、令和の新時代を切り開く人材を育成すべきだろう。

参考文献

- 海老原嗣生 [2019], 『年金不安の正体』 筑摩書房。
- Gratton, Lynda = Andrew Scott [2016], *The 100-YEAR LIFE : Living and Working in an Age of Longevity*, Bloomsbury Information, London [池村千秋訳 [2016], 『LIFE SHIFT』 東洋経済新報社] .
- 広田照幸 [2019], 『教育改革のやめ方——考える教師、頼れる行政のための視点』 岩波書店。
- 荻谷剛彦 = 吉見俊哉 [2020], 『大学はもう死んでいる? ——トップユニバーシティからの問題提起』 集英社。
- 権丈善一 [2015], 『年金、民主主義、経済学——再分配政策の政治経済学 VII』 慶応義塾大学出版会。
- [2016], 『ちょっと気になる社会保障』 勁草書房。
- 小川浩昭 [2013], 「自由化を考える——大学と損害保険業界の類似性」 『西南学院大学商学論集』 63(3)、pp.61-102。
- 水島一也 [2006], 『現代保険経済』 第6版、千倉書房。
- 島澤諭 [2019], 『年金「最終警告」——消費税10%でも積立金は赤字100年どころか25年も危うい』 講談社。

(2020年1月稿)